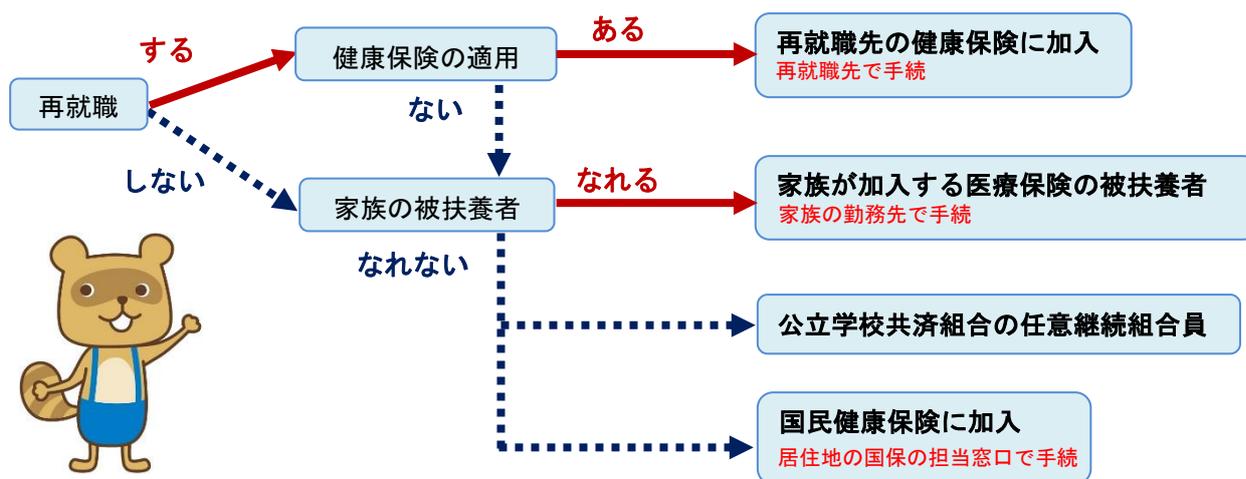


## こんなときどうする？ 退職するとき（短期給付編）

### Q 退職した後、医療保険はどうなりますか？

A 退職すると、自動的に組合員資格を喪失するため、現在お使いの組合員証及び被扶養者証は使用できません（定年退職後、再任用フルタイムとして1日も空けずに再び公立学校共済組合の組合員の資格を取得する場合でも、再度の手続の上、新しい組合員証及び被扶養者証が交付されます。）。

退職後は、次の4つの保険制度のいずれかに必ず加入することになります。下図を参考に手続を行ってください。



### Q 任意継続組合員とはどんな制度ですか？

A 任意継続組合員は、退職後最長2年間、在職中とほぼ同様の短期給付を受け、一部の福祉事業を利用することができる制度です。

#### ●加入資格

退職日の前日までに引き続き1年以上組合員であった方

令和4年10月1日に「協会けんぽ」から当支部の「短期組合員」となった方は、施行日の前日まで引き続き協会けんぽの被保険者であった間、共済組合の組合員であったものとみなし、施行日前の協会けんぽの被保険者であった期間と通算して1年を満たすときは、任意継続組合員の加入要件を満たすこととなります。

#### ●加入手続

退職の日から20日以内（広島支部必着）に「任意継続組合員申出書」を不備がない状態で提出してください。「任意継続組合員申出書」は広島支部ホームページからダウンロードしてください。

#### ●被扶養者に係る手続

現職時に被扶養者として認定されていた方は、引き続き認定できますので、原則手続不要です。

ただし、子が被扶養者の場合で退職後に組合員より配偶者の収入が多くなる場合は、継続認定できませんので、被扶養者の認定取消の手続を行ってください。

#### 注意！

任意継続組合員に加入後、別の健康保険に加入する場合や、家族が加入する医療保険の被扶養者になる場合は、資格喪失の申出が必要です。